

令和 3 年度 南魚沼市立ゆきぐに大和病院医療事故等の公表について

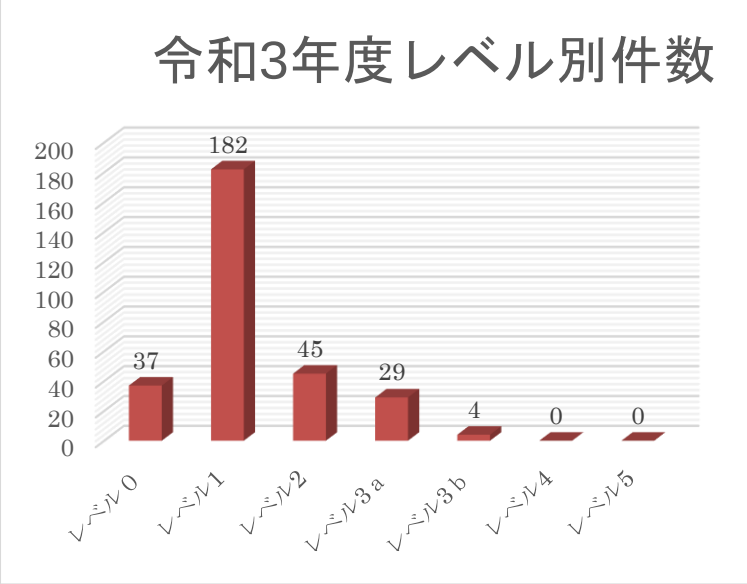
ゆきぐに大和病院では、医療の透明性を高め、市民・患者さんの知る権利に応えるなど、社会的責任を果たすことを目的として、「医療安全公表基準」を策定いたしました。この公表基準に基づき、令和 3 年度の医療事故等を公表いたします。

令和 4 年 11 月 1 日

南魚沼市立ゆきぐに大和病院
病院事業管理者 外山 千也

令和 3 年度 医療事故等発生件数（令 3 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日）

1. インシデント・アクシデント報告件数及び報告内容



項目	件数
転倒・転落	54
薬剤に関する	88
輸血に関する	1
治療処置に関する	12
医療機器・医療器材に関する	9
ドレーン・チューブに関する	10
検査に関する	32
療養上の世話	26
その他	65
合計	297

2. 代表的事例

患者 影響度	代表的事例と対応策	
3 a	入浴後、ストレッチャーの上で体を拭いた後衣類を着せるために看護師 2 名で左側臥位にした際、左上腕に 3cm ほどの表皮剥離が出来てしまった。	表皮が弱くスキンテアのリスクがある患者さんにはアームカバーを家族に依頼し、更衣の前に使用する。 入浴後はストレッチャーの上ではなく、ベッドに移動してから更衣を行う様にした。

医療事故等の分類

患者影響度の内容に応じて分類しております。

患者影響度	内 容
0	エラーや医薬品・医療用具の不具合があったが、患者へは実施されなかった。
1	身体への影響はない（何らかの影響を与えた可能性は否定できない）
2	軽度な身体障害がある（観察の強化、バイタルサインの変化、検査の必要性が生じた）
3 a	軽度な身体的障害があり、簡単な処置や治療を要した（消毒、湿布、鎮痛剤、皮膚の縫合など）
3 b	高度な身体的障害があり、濃厚な処置や治療を要した（バイタルサインの高度変化、骨折、手術、入院日数の延長、入院など）
4	身体的障害があり、後遺症が一生続く
5	死亡に至った